

一声かけて人助け！ワンチームカードで「強く大きな民商」を！

名古屋北部民商ニュース

2020年3月2日(月)発行

No.367

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

自らの申告に確信をもち3・13に結集しよう



枇杷島コミセンには3人、居酒屋あすかには7人が参加しました。

22日(土)午後は山田地区会館に8人が参加し、加納支部長が相談員として参加。

23日(日)午前10時から午後3時まで民商事務所に12人が参加し、井浪、大谷両副会長が申告相談にのりました。

楠地区会館では、朝倉常任理事が相談員として参加しました。

4人が参加し、伊神副会長(会計)が相談員として参加。

守山生涯学習センターに4人が参加し、伊神副会長(会計)が相談員として参加。

2月20日(木)申告相談会が始まりました。

決算書... 貸借対照表... 棚卸表... 申告書作成がまだできていない方は、最寄りの相談会に必ず参加しましょう。

消費増税やコロナウイルスの影響など不安の声もありましたが、3・13には必ず参加しようと話し合いました。

どの会場でも「春の運動&平和カンパ」や消費税の署名、大腸がん検診、ワンチームカードなどを呼びかけました。

消費増税やコロナウイルスの影響など不安の声もありましたが、3・13には必ず参加しようと話し合いました。

どの会場でも「春の運動&平和カンパ」や消費税の署名、大腸がん検診、ワンチームカードなどを呼びかけました。

中小企業法務プラス！ワンポイント

～「共同親権」は子どものため？～

最近、新聞などで「共同親権」を導入しようという動きが報道されることがあります。

いま日本では離婚時に未成年の子の親権は両親のどちらか一方に決められますが、「共同親権」は、離婚後も両親双方が子どもの親権を維持するという制度です。

共同親権を主張する人たちは、離婚後、親権者ではない親が子どもと会えなくなることを憂いており、共同親権制度を採用して「生き別れ」を防ごう、などと言っています。

しかしなぜ、共同親権になれば、簡単に面会ができるのでしょうか。私にはそこが不思議でなりません。親権と面会とは別物です。

離婚前の別居中でも、子に会えない親権者はいますし、逆に離婚後に親権者ではなくなっても、普通に面会をしている親子も少なくありません。

むしろ現行制度の下で、子との面会さえできないほどこじれた関係の両親であれば、共同親権制度になってしまっても、いつまでもその双方に狭まれ続けなければならないことは、子どもにとって混乱の原因となり精神的に不安定になることが懸念されます。

共同親権になったからといって、離婚した2人が急に協力的になって面会が容易にできるとは思えません。進学や転居などで両親の意見が対立したとき、子どもはどうしたらよいのでしょうか。

親子の関係は離婚後も続きますが、離婚後、一緒に暮らしていない親と子との面会にハードルがあることは認めざるを得ません。しかしそれは、現行法のもとでも、面会の橋渡しをするNPO法人や行政の仕組みを充実させることで改善できないでしょうか。

共同親権の導入は、一番救われなければならない、高葛藤の父母の元にいる子どもにとって、あまりに危険が大きすぎると考えざるを得ません。

2020年3月

弁護士 山内 益恵 (名古屋北法律事務所)

3・13重税反対全国統一行動

3・13 重税反対全国統一行動

(北区・守山区) 集会

日時：3月13日(金)13時30分～

場所：鳩岡の家/鳩岡ホール(3階)

3・13 重税反対全国統一行動

(西区) 集会

日時：3月13日(金)13時30分～

場所：西生涯学習センター・第2集会室

申告書は控えと2枚複写になっています。はがさずに、2枚ともお持ち下さい。

申告書と決算書には控えも含めて押印し、訂正箇所には訂正印を押しましょう。

マイナンバーは記入する必要はありません。

申告相談会にまだ参加していない方は、会場、日程を再度確認して、必ず参加しましょう。

毎月15日までに集金して、班、支部の役員に届けて下さい。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようにご協力を！！

名古屋北部民商の
ホームページはコチラ

